

徳島県新型コロナウイルス対策行動計画

平成17年12月22日（策定）

平成21年10月30日（改定）

徳 島 県

徳島県新型インフルエンザ対策行動計画

目 次

第 1	総論	1
1	計画の趣旨	1
2	県行動計画の適用	1
(1)	県行動計画が想定する新型インフルエンザ	1
(2)	対策の実施に際しての留意事項	1
(3)	新型インフルエンザ(A/H1N1)への対応	1
3	『徳島県危機管理対処指針』の枠組みの活用	2
4	高病原性鳥インフルエンザ対策との関係	2
5	県行動計画の見直し	2
第 2	対策の基本的考え方	3
1	流行規模及び被害の想定	3
(1)	国の行動計画での推計と本県への当てはめ	3
(2)	社会・経済的影響	3
2	対策の基本方針	5
(1)	県内で新型インフルエンザが発生する前の基本方針	5
(2)	県内で新型インフルエンザが発生した後の基本方針	5
3	マニュアル等の整備	6
(1)	各部局でのマニュアルの整備	6
(2)	業務継続計画の策定	7
4	市町村や関係機関との連携・協力	7
(1)	連絡窓口及び情報収集・交換	7
(2)	市町村行動計画の策定支援	7
(3)	消防機関における業務継続の取組支援	8
(4)	ライフライン事業者との連携・協力について	8
(5)	徳島県警察本部との連携	9
5	訓練	9
第 3	危機管理体制	10
1	危機管理会議の役割	10
(1)	役割	10

(2) 設置及び運営	10
(3) 関係部長の出席	10
(4) 危機管理連絡会議の活用	10
2 危機管理対策本部の設置	11
(1) 設置基準	11
(2) 設置及び運営	11
(3) 事務局	11
(4) 緊急警戒宣言	12
(5) 現地危機管理本部	12
3 各部局の役割分担	12
(1) 役割	12
(2) 対策の実施	14
(3) 取組み状況等の報告	14
4 県民及び関係機関の役割	14
第4 新型インフルエンザの発生段階に応じた対策の実施	15
1 発生段階の区分	15
2 発生段階ごとの対策 ～国の行動計画に準拠した対策の実施	15
表：県で実施が求められる対策一覧	16
3 発生初期段階に検討・実施すべき主な対策	30
(1) 海外において新型インフルエンザが発生した場合〔発生段階Ⅰ〕の対応	30
(2) 県内で患者が確認された場合〔発生段階Ⅱ②〕の対応	32
第5 県民への情報提供	37
1 積極的な情報提供	37
2 相談窓口の設置	37
添付資料	
添付資料 市町村行動計画標準例	39
別冊	
徳島県新型インフルエンザ対策行動計画〈H1N1編〉	

第1 総論

1 計画の趣旨

『徳島県新型インフルエンザ対策行動計画』（以下「県行動計画」という。）は、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザ発生に備え、以下に掲げる国の行動計画及びガイドラインに基づき、本県における感染拡大を防止し、県民の健康被害発生を阻止するための総合的な対策が実施できるよう、県としての行動指針を示したものである。

○『新型インフルエンザ対策行動計画』（以下、「国の行動計画」という。）

- ・策定主体：新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議
- ・策定期日：平成17年12月6日
- ・最終改定：平成21年2月17日

○『新型インフルエンザ対策ガイドライン』（以下、「国のガイドライン」という。）

- ・策定主体：新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議
- ・策定期日：平成21年2月17日

2 県行動計画の適用

(1) 県行動計画が想定する新型インフルエンザ

県行動計画は、国の行動計画と同様、鳥インフルエンザ(H5N1)に由来する強毒性新型インフルエンザの発生を念頭に策定したものである。

(2) 対策の実施に際しての留意事項

実際に新型インフルエンザが発生した際には、県行動計画をそのまま適用するのではなく、以下の点などを総合的に勘案し状況に応じた柔軟な対応を図るものとする。

- 国の動向（政府から示される「基本的対処指針」や各省庁が実施する対策等）
- 新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等に関する情報
- 抗インフルエンザウイルス薬の有効性等に関する情報
- 県民生活や社会経済活動への影響 など

(3) 新型インフルエンザ(A/H1N1)への対応

平成21年4月にメキシコで最初の発生が確認されたブタ由来の新型インフルエンザ(A/H1N1)への対応については、県行動計画の別冊として『徳島県新型インフルエンザ対策行動計画〈A/H1N1編〉』に整理する。

3 『徳島県危機管理対処指針』の枠組みの活用

新型インフルエンザは、県民の生命・身体・財産に深刻な被害をもたらすことも想定される危機事象であり、対策の実施に際しては、全庁的な危機管理体制を確保する必要がある。

そのため、新型インフルエンザ対策は、『徳島県危機管理対処指針』（平成 17 年 9 月策定。平成 21 年 4 月最終改定。）に示された危機管理の枠組みを活用し、常設の「危機管理会議」を中心とした全庁体制により実施する。

さらに、新型インフルエンザが発生した際には、知事を本部長とする「危機管理対策本部」を設置し、強力な対策の推進体制を迅速に確立する。

4 高病原性鳥インフルエンザ対策との関係

新型インフルエンザウイルスは、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N1)が突然変異し、発生する可能性が高いと考えられている。

そのため、新型インフルエンザ対策の実施にあたっては、高病原性鳥インフルエンザ対策と連続した対策を実施する。

高病原性鳥インフルエンザ対策は、具体的には、『徳島県高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル』（平成 16 年 9 月策定）に基づき実施するが、危機管理会議において全庁的な情報共有を行うとともに、本県において高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、危機管理対策本部を設置し対応することとなる。

5 県行動計画の見直し

県行動計画は、新型インフルエンザの発生の時期や形態についての予測は常に変わっていくこと、どのような対策を実施すべきかについても最新の科学的な知見を随時取り入れる必要があることなどから、危機管理会議において、適時適切に見直しを行うものとする。

第2 対策の基本的考え方

1 流行規模及び被害の想定

(1) 国の行動計画での推計と本県への当てはめ

新型インフルエンザが発生した場合、一つの流行の波が約2ヶ月間続き、その後流行の波が2～3回あると考えられている。

国の行動計画においては、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患し、医療機関を受診する患者数は約1,300～2,500万人となると推計している。また、入院患者数及び死亡者数については、新型インフルエンザがスペインインフルエンザと同程度（致死率2.0%）の場合の上限値が推計されている。

これを本県に単純に人口比で当てはめると、次のとおりとなる。

	全 国	徳 島 県
医療機関受診者数	約2,500万人	約16万人
入院患者数	約200万人	約1万3千人
死亡者数	約64万人	約4千人

なお、流行の規模の予測や被害の推計を扱う際には、次の点について、留意する必要がある。

- 新型インフルエンザ発生時の流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等により左右されるものであり、現時点でその流行規模を完全に予測することは難しいとされていること
- 推計値については、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響、現在の我が国の衛生状況等については考慮されていないこと

(2) 社会・経済的影響

新型インフルエンザにより、上記(1)に掲げる推計のような被害が発生した場合には、次のような社会・経済的な影響が全国的に発生すると予想される。

- 全国的に、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されること
- 不要不急の事業の休止、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性があること

- 国民生活においては、学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等や生活関連物資が不足するおそれもあること

また、発生段階ごとに想定される状況は、次表のとおりである。

発生段階	想定される社会・経済状況
海外で発生 の疑い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰国者が増加 ・ 出張や旅行の自粛 ・ 国、県、市町村等へ県民やマスコミからの問い合わせが増加
Ⅰ 第一段階 (海外発生期)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰国者の大幅増や検疫の強化により、国内の空港・港湾で相当な混雑が発生 ・ 出張や旅行の自粛 ・ 国民の不安が増大し、国、県、市町村、医療機関等へ県民やマスコミからの問い合わせが増加
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料品・生活必需品に対する需要が増加 ・ マスク、消毒液等の需要が増加
Ⅱ 第二段階 (国内発生早期・県内発生早期)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口や119番に相談の電話が急増 ・ 国、県、市町村等へ県民やマスコミからの問い合わせが急増
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生地域における学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、興業施設等不特定多数の者が集まる場を提供する事業の休業 ・ 発症者の濃厚接触者の外出自粛が要請され、出勤が困難になる事態も発生
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部事業者で不要不急の事業を縮小・休止する動き ・ 一部事業者で来訪者の入場制限、検温、手指消毒、マスク着用などを求める動き ・ 需要の急減が予想される業種では、非正規労働者の雇い止め等が増加
Ⅲ 第三段階 (県内感染拡大期・県内まん延期・県内回復期)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 抗インフルエンザウイルス薬を求める患者が多数医療機関に来院するなど、混乱が発生 ・ 業務資源(医師・看護師、医薬品、人工呼吸器等)の不足により、一部に診療を中止する医療機関が出現
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、興業施設等不特定多数の者が集まる場を提供する事業の休業等が全国に拡大
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関の運行は概ね維持(事態が悪化した場合には、運行に支障が出る可能性がある)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力、上下水道、ガス、電話などのライフラインは概ね維持（事態が悪化した場合には、供給が停止する可能性もある）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流通・物流の停滞、生産・輸入の減少により食料品・生活必需品の供給不足が発生するおそれ ・ マスク等の個人防護具の購入が困難になる可能性
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染拡大に加え、学校・保育施設等の臨時休業や介護サービスの不足により、従業員の欠勤が増加（最大 40%程度）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済活動が大幅に縮小、企業の経営破たんが増加、雇用失業情勢が悪化
IV 第四段階 （県内小康期）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会が安定し始める ・ 経済活動が一部正常化

注)「発生段階」の区分は、第4の1を参照。

2 対策の基本方針

(1) 県内で新型インフルエンザが発生する前の基本方針

**新型インフルエンザ・高病原性鳥インフルエンザを
発生させない・持ち込ませない**

県内で新型インフルエンザや高病原性鳥インフルエンザが発生していない段階においては、新型インフルエンザ及び高病原性鳥インフルエンザを「発生させない」「持ち込ませない」ことを基本方針とした対策を実施する。

(2) 県内で新型インフルエンザが発生した後の基本方針

- ① 県内での感染拡大を可能な限り抑制し、県民の健康被害を最小化させる。
- ② 県民生活や社会・経済活動を維持し、混乱やパニックを回避する。

国の行動計画においては、「新型インフルエンザの発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、交通手段の発達により地球規模で大量の人が短時間に移動する時代でもあり、世界中のどこかで新型インフルエンザが発生すれば、我が国への侵入も避けられない」との認識が示されている。

そのため、新型インフルエンザ発生前においては、前述の(1)に掲げるとおり「発生

させない」「持ち込ませない」ことを基本方針とした対策を実施するが、万一、県内での新型インフルエンザ発生が現実のものとなった場合には、県民の生命・身体・財産を守るという観点から、「県内での感染拡大を可能な限り抑制し、県民の健康被害を最小化させる」ことと、「県民生活や社会・経済活動を維持し、混乱やパニックを回避する」ことを基本方針とした対策を実施する。

3 マニュアル等の整備

(1) 各部局でのマニュアルの整備

県行動計画に定めるもののほか、各部局で実施する対策の実施手順等については、国の行動計画やガイドライン等を参考にしながら、担当する部局において、マニュアル等にして整理する。

とりわけ、県内で新型インフルエンザの感染が拡大した場合の保健福祉・医療の分野における対応（抗インフルエンザウイルス薬の確保、医療の受け入れ体制、対策の実施手順、関係機関との連携方法等）については、保健福祉部で策定している『徳島県新型インフルエンザ対応マニュアル』に基づき実施する。

また、高病原性鳥インフルエンザの防疫対策については、農林水産部で策定している『徳島県高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル』に基づき実施する。

なお、これらのマニュアルは、実効性を確保するため、新型インフルエンザの発生状況等に応じ、柔軟に見直しを行うものとする。

[参考] 各部局の新型インフルエンザ対策関係マニュアル（平成 21 年 9 月 1 日現在）

作成部局	マニュアルの名称
保健福祉部	○『徳島県新型インフルエンザ対応マニュアル』 （策定：平成 18 年 1 月。最終改定：平成 20 年 12 月） ○『新型インフルエンザ相談窓口対応マニュアル』 （策定：平成 20 年 10 月。改定：平成 21 年 10 月予定）
商工労働部	○『徳島県海外危機管理ガイドライン』 （策定：平成 20 年 6 月）
農林水産部	○『徳島県高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル』 （策定：平成 16 年 9 月。最終改定：平成 21 年 4 月）
企業局	○『徳島県企業局新型インフルエンザ対策事業継続計画』 （策定：平成 21 年 6 月）
教育委員会	○『学校における新型インフルエンザへの対応』

	(策定：20年3月。最終改定：平成21年4月)
県警察本部	○『徳島県警察新型インフルエンザ対策行動計画』 (策定：平成20年11月)

(2) 業務継続計画の策定

【担当部局：危機管理部・企画総務部・保健福祉部及び全部局】

新型インフルエンザ発生時においても、新型インフルエンザ対策に関する業務を実施するほか、県としての意思決定機能を維持し、県民の健康被害拡大の阻止、県民生活の維持、経済活動の調整・支援等に必要な業務を円滑に継続させ、県民はもとより、市町村や関係機関、ライフライン事業者等への情報提供や支援を混乱なく適切に行うことができるよう『徳島県業務継続計画〈新型インフルエンザ編〉』を作成する。

4 市町村や関係機関との連携・協力

(1) 連絡窓口及び情報収集・交換

新型インフルエンザ対策を具体的に実行する際には、市町村や医療機関、学校、事業者をはじめとする関係機関との連携・協力は不可欠である。

そのため、県と関係機関との間での連絡窓口を確認するとともに、具体的な対策の実施手順について協働して検討を行うものとする。

また、他の都道府県での取り組みについても、情報収集・交換を行うものとする。

(2) 市町村行動計画の策定支援

【担当部局：危機管理部・保健福祉部及び関係全部局】

万一、県内で新型インフルエンザが発生した場合には、発生現場においては、保健所や医療機関、市町村などの関係機関が連携をはかりながら、「感染予防」や「感染拡大の阻止」のための対策を実施することとなる。

その際、市町村においては、

○発熱外来の設置等医療体制の整備に係る協力

○相談窓口の設置

○住民に対する広報活動

○高齢者・障害者等の要支援者の支援

などの役割が期待されている。

新型インフルエンザ発生時に、混乱することなく、発生状況や住民からの相談・問い合わせに即応した迅速・的確な対応を図ることができるよう、各市町村においても、新型インフルエンザの発生に備えた危機管理体制の整備が必要であると考えられる。

そのため、県は、県内市町村が行動計画を作成する際の参考となるよう、平成 21 年 2 月に「市町村行動計画標準例」（添付資料一①）を作成するなど、積極的に助言や指導を行ったきたところである（平成 21 年 5 月末には、全ての市町村において計画の策定が完了）。

今後は、国や県の行動計画の改定に対応した市町村行動計画の改定作業を支援するとともに、県及び市町村の行動計画に基づいた具体的な対策の実施手順の調整等を通じ、さらに連携を深めて行くものとする。

(3) 消防機関における業務継続の取組支援

【主な担当部局：危機管理部・保健福祉部】

消防機関が、新型インフルエンザ発生時に業務を継続できるよう、消防庁から示されている『消防機関における新型インフルエンザ対策のための業務継続ガイドライン』（平成 20 年 12 月公表）に基づき、業務継続計画の策定等に対し助言や指導を行うものとする。

(4) ライフライン事業者との連携・協力について

ア 情報伝達と協力依頼

【主な担当部局：危機管理部】

新型インフルエンザ発生時には、県民生活を維持することが非常に重要な課題であり、ライフライン事業者との連携は不可欠であると考えられる。

そのため、「徳島県災害対策・危機管理等に係るライフライン関係事業者等連絡会議」（設立：平成 18 年 4 月）を活用し、ライフライン事業者との情報共有を始めとする連携協力を深めるものとする。

〔参考〕「徳島県災害対策・危機管理等に係るライフライン関係事業者等連絡会議」の構成事業者等

⇒ 四国電力株式会社徳島支店、四国ガス株式会社徳島支店、社団法人徳島県エルピーガス協会、西日本電信電話株式会社徳島支店、株式会社 N T T ドコモ四国徳島支店、四国旅客鉄道株式会社、阿佐海岸鉄道株式会社、日本放送協会徳島放送局、自衛隊徳島地方協力本部、県警察本部警備部、徳島県（事務局）

イ ライフライン事業者等との物資供給の協定

【主な担当部局：危機管理部】

新型インフルエンザ発生時に不足が懸念されている食料品や飲料水等の物資につ

いて供給ができるよう、災害時での協定に準じ、ライフライン事業者等と物資供給に係る協定の締結を推進する。

(5) 徳島県警察本部との連携

徳島県警察本部と、平素から新型インフルエンザ対策に関する情報交換を行うものとする。

5 訓練

県行動計画や各部局の作成しているマニュアルの内容を検証するため、必要に応じ、危機管理会議又は各部局において、訓練（実動・図上）を実施する。

第3 危機管理体制

1 危機管理会議の活動

(1) 役割

危機管理会議は、新型インフルエンザ対策に関して、主として次のような役割を担うものとする。

- ① 県として取り組む新型インフルエンザ対策の方針決定を行うこと
- ② 各部局で把握している新型インフルエンザに関する情報を一元的に集約し、全庁的な情報共有を行うこと
- ③ 各部局における対策の実施状況を把握すること
- ④ 各部局が作成する対処マニュアルの整備状況を把握すること

(2) 設置及び運営

危機管理会議の設置及び運営については、「徳島県危機管理会議の設置及び運営に関する要綱」に基づき行うものとする。

(3) 関係部長の出席

保健福祉部長及び農林水産部長は、以下の区分により、危機管理対策本部が設置されている状況下で危機管理会議が開催され、県としての方針について決定・調整を行うような場合には、必要に応じ、会議に出席する。

区 分	出席する部長名
新型インフルエンザ発生により危機管理対策本部が設置されている場合の危機管理会議への出席	保 健 福 祉 部 長
高病原性鳥インフルエンザ発生により危機管理対策本部が設置されている場合の危機管理会議への出席	農 林 水 産 部 長

(4) 危機管理連絡会議の活用

対策の実施手順の確認や、新型インフルエンザの発生状況等に関する情報共有など、全庁的な事務的調整の必要がある場合には、危機管理会議の下部組織である危機管理連絡会議を積極的に活用する。

2 危機管理対策本部の設置

(1) 設置基準

以下の場合においては、知事を対策本部長とする危機管理対策本部を自動的に設置する。

- ① 国内外を問わず新型インフルエンザによるヒトからヒトへの感染が確認された時点（WHO がフェーズ 4 の宣言を行った時点）
- ② 県内で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された時点

なお、この基準は、上記①及び②に合致しない場合であっても、新型インフルエンザや高病原性鳥インフルエンザの発生の恐れがあり、県として全庁的な対応が必要だと判断される場合に、危機管理対策本部の設置を妨げるものではない。

(2) 設置及び運営

危機管理対策本部の設置及び運営については、「徳島県危機管理対策本部の設置及び運営に関する要綱」に基づき行うものとする。

危機管理対策本部設置後は、速やかに対策本部会議を招集し、各部局で実施する応急対策を取りまとめるなど、基本的対処方針の検討を開始する。

(3) 事務局

危機管理対策本部の事務局には、危機管理部、保健福祉部及び農林水産部の職員を中心に配置する。

また、事務局運営を効率的に行うため必要がある場合には、以下の班を置くものとする。

班名	分掌事務	主担当部局
総務班	庶務	危機管理部
対策班	基本的対処方針等の立案	保健福祉部 農林水産部
情報班	国、市町村及び関係機関との連絡調整	保健福祉部 農林水産部
広報班	広報対応の総合窓口 県民からの相談窓口	危機管理部 保健福祉部 農林水産部

※	ヒトーヒトの感染は	保健福祉部	} が中心となる
	トリートリの感染は	農林水産部	
	トリーヒトの感染は	保健福祉部と農林水産部	

(4) 緊急警戒宣言

対策本部長は、県内で新型インフルエンザの発生が確認され、県民生活に重大な影響をおよぼす恐れがあると考えられる場合には「緊急警戒宣言」を行い、県民に注意を呼びかけるものとする。

(5) 現地危機管理本部

対策本部長は、県内で新型インフルエンザ又は高病原性鳥インフルエンザが発生し、発生地域での総合的な応急対策の推進等を図る必要があると認められる場合には、以下により現地危機管理本部を設置する（判断設置）。

区分	設置場所	所管区域
東部	東部保健福祉局 東部農林水産局 注)	徳島市・鳴門市・小松島市・吉野川市・阿波市・勝浦町・上勝町・佐那河内村・石井町・神山町・松茂町・北島町・藍住町・板野町・上板町
南部	南部総合県民局	阿南市・那賀町・美波町・牟岐町・海陽町
西部	西部総合県民局	美馬市・三好市・つるぎ町・東みよし町

注) 新型インフルエンザ発生時は東部保健福祉局に、高病原性鳥インフルエンザ発生時は東部農林水産局に現地危機管理本部を設置する。

3 各部局の役割分担

(1) 役割

各部局は、主として以下の役割を担うとともに、新型インフルエンザ対策の実施を円滑に行うための連絡窓口を設置する。

部 局 名	役 割
危機管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理会議及び危機管理対策本部の運営 ・ 庁内の連絡調整 ・ 総合窓口（広報対応） ・ 消防機関との連携 ・ ライフラインの維持に関する事業者との連携
企画総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員に対する予防、感染拡大防止に関する周知 ・ 私立学校での対応
県民環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在県外国人への情報提供 ・ 保健環境センターでの検査体制の整備 ・ 市町村のごみ処理体制の確保に向けた対応
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザに関する相談窓口 ・ 『徳島県新型インフルエンザ対応マニュアル』及び『新型インフルエンザ相談窓口対応マニュアル』に基づく対応 ・ 市町村の火葬場運営や遺体安置に関する対応 ・ 市町村の要支援者に対する支援に関する対応
商工労働部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工団体及び事業者への情報提供、協力要請 ・ 観光関連事業者への情報提供、協力要請
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産関係団体への情報提供、協力要請 ・ 鳥インフルエンザに関する相談窓口 ・ 『徳島県高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル』に基づく対応
県土整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関との連絡調整
南部総合県民局 西部総合県民局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管内における総合窓口
企 業 局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業継続のための体制確保
病 院 局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立病院での対応
教 育 委 員 会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立学校での対応
県 警 察 本 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援要請等に伴う警戒活動及び交通規制 ・ 社会秩序の維持

(2) 対策の実施

各部局は、危機管理対策本部が設置された場合には、新型インフルエンザ発生による所管業務への影響等を把握するとともに、『徳島県危機管理対処指針』に示された「責務・連携・協力」の理念に基づき、危機管理対策本部で決定された基本的対処方針に沿って必要な対策を積極的に推進する。

(3) 取組状況等の報告

各部局は、上記(2)により実施する各種対策の取組状況をはじめ、国からの通知・連絡、関係機関・県民等からの情報提供等、新型インフルエンザに関係する情報については、随時、事務局（危機管理部）へ報告する。

ただし、県民や関係機関に与える影響が大きな対策を実施しようとする際には、事前に、具体的実施手順等について事務局（危機管理部）へ報告する。

4 県民及び関係機関の役割

新型インフルエンザ対策の推進に際しての、県民及び関係機関の主たる役割は次のとおりとする。

区 分	主 な 役 割
県民	県民は、県による広報や報道に関心を持ち、新型インフルエンザ等に関する正しい知識を得て、食料品・生活必需品等の備蓄や外出自粛など感染拡大防止に努めることが求められる。また、患者等の人権を損なうことのないよう注意しなければならない。
市町村	市町村については、住民に最も近い行政単位であり、地域の実情に応じた計画を作成するとともに、住民の生活支援、独居高齢者や障害者等社会的弱者への対策や医療対策を行う。
社会機能の維持に関わる事業者	医療関係者、公共サービス提供者、食料品等の製造・販売事業者、報道機関等については、新型インフルエンザの発生時においても最低限の県民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、事業継続計画の策定や従業員への感染防止策の実施などの準備を積極的に行う。
一般の事業者	一般の事業者については、新型インフルエンザの発生時には、感染拡大防止の観点から、不要不急の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、事業の自粛が求められる。

第4 新型インフルエンザの発生段階に応じた対策の実施

1 発生段階の区分

県行動計画では、新型インフルエンザの発生段階を、次のとおり区分する。

発生段階		状態
0 前段階	未発生期	新型インフルエンザが発生していない状態
I 第一段階	海外発生期	海外において新型インフルエンザ患者が発生したが、国内では患者（疑似症患者を含む）発生が確認されていない状態
II 第二段階	①国内発生早期	国内において新型インフルエンザ患者が発生したが、県内では患者（疑似症患者を含む）発生が確認されていない状態
	②県内発生早期	県内で患者（疑似症患者を含む）が発生した状態
III 第三段階	①県内感染拡大期	県内で患者（疑似症患者を含む）が多数発生し、発生患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
	②県内まん延期	県内で患者（疑似症患者を含む）が増加し、入院措置などによる感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	③県内回復期	県内で患者（疑似症患者を含む）発生が減少傾向となった（ピークを越えたと判断できる）状態
IV 第四段階	県内小康期	県内で患者（疑似症患者を含む）発生が減少し、低い水準で停滞した状態

2 発生段階ごとの対策 ～国の行動計画に準拠した対策の実施

国の行動計画に即した新型インフルエンザ発生段階に応じて県が取るべき対策及び主たる担当部局は「表：県で実施が求められる対策一覧」のとおりとする。

なお、新型インフルエンザ発生時に、個々の対策を実際実施するかどうかの判断については第1の2の(2)に記載した「対策の実施に際しての留意事項」を十分踏まえた検討を行うとともに、実施に際しては県民や関係機関に理解と協力を得られるよう十分な説明や広報を行うものとする。

表：県で実施が求められる対策一覧

1 高病原性鳥インフルエンザ対策に関する事項

対策の区分	対策を実施する発生段階										主たる 担当部局	
	0 前段階 未発生期	I 第一段階 海外 発生期		II 第二段階 ① 国内発生早期 ② 県内発生早期 ③ 県内感染拡大期			III 第三段階 ① 県内まん延期 ② 県内回復期 ③ 県内回復期			IV 第四段階 県内 小康期		
1 実施体制と情報収集												
1-1 国内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応												
速やかに危機管理会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定する。	●											危機管理部 農林水産部
鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。	●											危機管理部 農林水産部
2 サーベイランス												
2-1 家さんにおける高病原性鳥インフルエンザのサーベイランス												
家さん飼養者等からの異常家さんの早期発見・早期通報を徹底する。	●											農林水産部
3 予防・まん延防止												
3-1 在外邦人への情報提供												
国内の各学校等に対し、鳥インフルエンザの発生国に留学している在籍者に感染対策について周知徹底する。	●											企画総務部 教育委員会
3-2 家さん・輸入動物における高病原性鳥インフルエンザの防疫対策												
3-2-1 国内での発生予防												
学校・家庭を含めて家さんを飼養している者に対して、家さんと野鳥との接触を避けるよう、周知徹底を行う。	●											企画総務部 保健福祉部 農林水産部 教育委員会

<p>3-2-2 国内で発生した場合の対応</p>	<p>●</p> <p>感染家さん等への防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家さん等の移動制限等）の実施により、感染拡大を防止する。</p>	<p>●</p> <p>殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要がある、県による対応が困難である場合には、自衛隊の部隊等による支援を要請する。</p>	<p>●</p> <p>農場の従業員、防疫従事者等の感染防御（ウイルス学的検査、マスク・防護服等の使用、予防接種・抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等）を実施する。</p>			<p>●</p> <p>必要に応じて、国に対し、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請する。</p>			<p>●</p> <p>感染鳥類との接触があり、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、陰圧病床の使用等感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。</p>	<p>●</p> <p>患者の検体を保健環境センター（確定できない場合は国立感染症研究所）へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。</p>	<p>●</p> <p>感染症法に基づく二類感染症である鳥インフルエンザ(H5N1)の患者（疑似症患者を含む。）について、入院等の措置を講ずる。</p>	<p>●</p> <p>積極的疫学調査や接触者への対応（外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（埋火葬等）等を実施する。</p>	<p>農林水産部</p> <p>危機管理部 農林水産部</p> <p>県民環境部 保健福祉部 農林水産部</p> <p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p> <p>県民環境部 保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p>
<p>4 医療</p> <p>4-1 国内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応</p>													

対策の区分	対策を実施する発生段階										主たる 担当部署	
	I		II			III			IV			
	第一段階		第二段階			第三段階			第四段階			
	海外	発生期	① 国内 発生早期	② 国内 発生早期	① 国内感染 拡大期	② 国内 まん延期	③ 国内 回復期	③ 国内 回復期	小康期			
5 情報提供・共有												
5-1 鳥インフルエンザ発生等の場合の情報提供												
県内で家きん等に高病原性鳥インフルエンザが発生した場合や鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合、発生状況及び対策について、国と連携し、積極的な情報提供を行う。	●											危機管理部 農林水産部

2 新型インフルエンザ対策に関する事項

対策の区分	対策を実施する発生段階										主たる 担当部署		
	I		II			III			IV				
	第一段階		第二段階			第三段階			第四段階				
	海外	発生期	① 国内 発生早期	② 国内 発生早期	① 国内感染 拡大期	② 国内 まん延期	③ 国内 回復期	③ 国内 回復期	小康期				
1 実施体制と情報収集													
1-1 関係機関との連携強化と体制の整備													
関係機関と連携し、新型インフルエンザの発生に備え、訓練を実施する。	●											危機管理部 保健福祉部	
行動計画、業務継続計画等の作成、新型インフルエンザ対策に携わる医療従事者や専門家の育成等を行う。	●											危機管理部 企画総務部 保健福祉部 全部局	
保健所、市町村、警察、消防機関、海上保安機関等との連携を進める。	●											危機管理部 保健福祉部	
1-2 情報収集													
新型インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。												●	危機管理部 保健福祉部

<p>1-3 海外発生時の体制整備</p>	<p>海外において新型コロナウイルスが発生した疑いがある場合には、危機管理会議を招集し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、県としての対応方針について協議・決定する。</p>														<p>危機管理部 保健福祉部</p>
<p>1-4 国内発生時の体制整備</p>															<p>危機管理部 保健福祉部</p>
<p>1-5 発生段階の宣言</p>	<p>国と連携し、国内の発生状況をリアルタイムで把握し、必要な対策を実施するための体制を整備する。</p>														<p>危機管理部 保健福祉部</p>
															<p>危機管理部 保健福祉部</p>
															<p>危機管理部 保健福祉部</p>
															<p>危機管理部 保健福祉部</p>
															<p>危機管理部 保健福祉部</p>
															<p>危機管理部 保健福祉部</p>
															<p>危機管理部 保健福祉部</p>
															<p>危機管理部 保健福祉部</p>
															<p>危機管理部 保健福祉部</p>
															<p>保健福祉部</p>

対策の区分	対策を実施する発生段階										主たる 担当部局	
	I		II			III			IV			
	第一段階		第二段階			第三段階			第四段階			
	海外 発生期	国内 発生早期	① 国内 発生早期	② 国内 発生早期	① 国内 感染 拡大期	② 国内 まん延期	③ 国内 回復期	県内 小 康期				
3 予防・まん延防止 3-1 在外邦人支援		●										
各学校に対し、新型コロナウイルス発生国に留学している在籍者に感染対策を周知徹底するよう要請する。												企画総務部 教育委員会
3-2 国内での感染拡大防止 3-2-1 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与												
患者の同居者、濃厚接触者、同じ職場等にいる者又は医療従事者であって十分な防御なく曝露した者への、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。				●	●							保健福祉部
まん延期における患者との濃厚接触者（同居者を除く。）及び同じ職場等にいる者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせる。また、患者と同居する者に対する予防投与については、第二段階における効果を評価した上で継続の有無を決定する。						●						保健福祉部
3-2-2 発生地域の住民や関係者に対する要請												
住民に対し、可能な限り外出を控えるよう要請する。		● 注)		●	●					● (補)		危機管理部 保健福祉部
集主催者、興行施設等の運営者に対し、活動を自粛するよう要請する。		● 注)		●	●					● (補)		危機管理部 県民環境部 保健福祉部 商工労働部 教育委員会 関係全部局

<p>学校、通所施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう要請する。</p>	<p>●(注)</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●(備)</p>	<p>危機管理部 企画総務部 保健福祉部 教育委員会</p>
<p>住民、事業者、福祉施設の設置者等に対し、マスクの着用、手洗い・うがいなどを強く勧奨する。また、事業者に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診の勧奨を要請する。</p>	<p>●(注)</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●(備)</p>	<p>危機管理部 保健福祉部 商工労働部 関係全部局</p>	
<p>事業者に対し、不要不急の業務を縮小するよう要請する。</p>	<p>●(注)</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●(備)</p>	<p>危機管理部 商工労働部 関係全部局</p>	
<p>公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励みの呼びかけなど適切な感染防止対策を講ずるよう要請する。また、公共交通機関の運行に支障が出ないよう注意を喚起する。</p>	<p>●(注)</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●(備)</p>	<p>危機管理部 保健福祉部 県土整備部</p>	
<p>外出や集会の自粛の解除、学校や通所施設等の再開、事業所の業務再開等を行う時期について検討を行い、周知する。</p>					<p>●</p>	<p>危機管理部 企画総務部 保健福祉部 商工労働部 教育委員会 関係全部局</p>	
<p>3-2-3 地域封じ込め</p>							
<p>離島や山間地域などにおいて一定の条件を満たす場合には、直ちに地域封じ込め実施の可否について検討を行う。</p>	<p>●</p>					<p>危機管理部 保健福祉部</p>	
<p>3-2-4 施設の感染対策強化</p>							
<p>病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設等、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>保健福祉部 病院局</p>	

対策の区分	対策を実施する発生段階										主たる 担当部局	
	0 前段階 未発生期	I 第一段階 海外 発生期		II 第二段階 国内発生早期			III 第三段階 国内まん延期			IV 第四段階 県内 小康期		
		① 国内発生早期	② 国内発生早期	① 国内感染 拡大期	② 国内まん延期	③ 国内回復期						
							③ 国内回復期					
4 ワクチン 4-1 接種体制の構築												
国と協力し、プレバンデミックワクチン及びバンデミックワクチンの接種体制を構築する。	●											
5 医療 5-1 地域医療体制の整備												
医療体制の確保について、国から提供される具体的なマニュアル等を参考にし、体制の整備を進める。	●											保健福祉部
原則として、2次医療圏を単位とし、保健所を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、国立病院機構や大学病院等を含む医療機関、薬局、市区町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置し、地域の関係者と密接に連携をとりながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進するよう支援する。	●											保健福祉部
発熱外来を行う医療機関等の準備や感染症指定医療機関等（感染症指定医療機関及び結核病床を有する医療機関等）の整備を進める	●											保健福祉部 病院局
5-2 まん延期の医療の確保のための準備												
全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた事業継続計画の作成を要請し、支援する。また、医療機関における使用可能な病床数を試算する。	●											保健福祉部 病院局
地域の実情に応じ、感染症指定医療機関等のほか、公的医療機関等（公立病院、日赤病院、国立病院、国立大学附属病院等）で入院患者を優先的に受け入れる。	●											保健福祉部 病院局

●	入院治療が必要な新型コロナウイルスの患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、公共施設等で医療を提供することについて検討を行う。	保健福祉部
●	地域の医療機能維持の観点から、新型コロナウイルス患者に対応せず、原則として、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を行う医療機関の設定を検討する。	保健福祉部
●	社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。	保健福祉部
●	5-3 医療関係者等の研修 国と協力し、医療関係者等に対し、国内発生を想定した研修を行う。	保健福祉部 病院局
●	5-4 医療資器材の整備 第三段階のまん延期に備え、必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器、簡易陰圧装置等）をあらかじめ備蓄・整備する。また、感染症指定医療機関等における必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行った上、十分な量を確保する。	保健福祉部 病院局
●	5-5 検査体制の整備 保健環境センターにおける新型コロナウイルスに対するPCR検査を実施する体制を整備する。	県民環境部 保健福祉部
●	5-6 新型コロナウイルス相談窓口の設置 新型コロナウイルス相談窓口を設置する。	保健福祉部

対策の区分	対策を実施する発生段階										主たる 担当部局	
	I		II			III			IV			
	第一段階		第二段階			第三段階			第四段階			
	海外 発生期	国内 発生早期	① 国内 発生早期	② 国内 まん延期	① 国内 感染 拡大期	② 国内 まん延期	③ 国内 回復期	県内 小康期				
5-7 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等												
抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するとともに、患者の濃厚接触者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う	●	●	●	●								保健福祉部
県内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要量供給されているかどうかを確認し、不足する場合には、国に配分調整を要請する。		●	●	●					●			保健福祉部
まん延期における患者との濃厚接触者（同居者を除く。）及び同じ職場等にいる者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせる。また、患者と同居する者に対する予防投与については、第二段階における効果を評価した上で継続の有無を決定する。									●			保健福祉部
5-8 発熱外来の整備												
新型コロナウイルスの可能性がある者とそれ以外の者を振り分けける発熱外来を整備する。		●	●	●					●			保健福祉部 病院局
5-9 患者及び接触者への対応												
新型コロナウイルスの患者は、原則として、感染症指定医療機関等で診療及び抗インフルエンザウイルス薬の投与を行うため、発熱外来及び一般医療機関に対し、受診者について本人の渡航歴等を確認した上、新型コロナウイルスが疑われる場合には感染症指定医療機関等の受診を指示するよう、周知する。		●	●	●								危機管理部 保健福祉部
感染症指定医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型コロナウイルスの患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。当該者に対しては、感染症法に基づき入院勧告を行い、確定診断を行う。		●	●	●								保健福祉部 病院局

対策の区分	対策を実施する発生段階										主たる 担当部局	
	0 前段階	I 第一段階		II 第二段階			III 第三段階			IV 第四段階		
	未発生期	海外発生期		国内発生早期	県内発生早期		県内感染拡大期	県内まん延期		県内回復期		小康期
		発生期	発生早期		発生早期	まん延期						
5-1-1-3 回復期における対応												
患者を入所させている公共施設については、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する									●			保健福祉部
管内の発生動向及び診療の人的体制を勘案し、発熱外来の設置体制を調整する。									●			保健福祉部
医療機関における人的被害及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型コロナウイルス感染症やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。									●			保健福祉部 病院局
5-1-2 在宅患者への支援												
関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する新型コロナウイルス患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。									●	●		保健福祉部
5-1-3 小康期の医療体制												
新型コロナウイルス発生前の通常の医療体制に戻す。											●	保健福祉部 病院局
地域の感染状況及びニーズを踏まえ、相談窓口及び発熱外来を縮小・中止する。											●	保健福祉部 病院局
不足している医療資器材や医薬品の確保を行う。											●	保健福祉部 病院局

<p>6 抗インフルエンザウイルス薬 6-1 備蓄</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>								<p>保健福祉部</p>
<p>7 情報提供・共有 7-1 情報提供体制の構築</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>								<p>危機管理部 保健福祉部</p>
<p>7-2 相談窓口</p>											<p>危機管理部 保健福祉部</p>
<p>8 社会・経済機能の維持 8-1 事業継続計画の策定促進</p>	<p>●</p>	<p>危機管理部 保健福祉部</p>									
<p>8-2 社会的弱者への生活支援</p>											<p>危機管理部 商工労働部</p>
<p>8-2 社会的弱者への生活支援</p>	<p>●</p>	<p>保健福祉部</p>									

対策の区分	対策を実施する発生段階										主たる 担当部局	
	0	I		II			III			IV		
	前段階	第一段階		第二段階		第三段階			第四段階			
	未発生期	海外	発生期	国内発生早期	国内発生早期	国内発生早期	国内感染拡大期	国内まん延期	国内回復期	県内小康期		
市町村に対し、在宅の高齢者、障害者等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。												保健福祉部
	8-3 遺体の火葬・安置											
火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握 ・検討を行っておく。	●											保健福祉部
火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう、市町村に対し、要請する。							●	●		●		保健福祉部
8-4 事業者の対応												
事業者に対し、発生状況等に関する情報収集に努め、職場での感染防止策及び業務の継続又は自粛の準備を行うよう、要請する。		●										危機管理部 商工労働部 関係全部局
市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを要請する。		●										保健福祉部
事業者に対し、不要不急の業務の縮小に向けた取り組みや職場での感染防止策を開始するよう要請する。			●				●	●		●		危機管理部 商工労働部 関係全部局
社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続に向けた取り組みを要請する。			●				●	●		●		危機管理部 商工労働部 関係全部局

	<p>社会機能の維持に関わる事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。</p> <p>一般の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない時期について検討を行い、周知する。</p>								<p>危機管理部 商工労働部 関係全部局</p>
<p>8-5 犯罪の予防・取締り</p>								<p>危機管理部 商工労働部 関係全部局</p>	
	<p>混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の収集に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。</p>	●	●	●	●	●	●	<p>県警察本部</p>	

注) 第二段階・国内発生早期における県民や学校・事業者等に対する社会生活活動への要請について
 国のガイドライン（「感染拡大防止に関するガイドライン」）で、次のように「近隣の都道府県で患者が確認された場合には……（中略）……対策の実施について検討する」と記載されている。そのため、本表においては「●」印をつけ、実施を検討することとして整理している。

- ▶【国のガイドラインー感染拡大防止に関するガイドライン第3章1の3】抜粋
 患者が確認された都道府県は、地域における学校等の臨時休業、集会や催し物、コンサート映画上映、スポーツイベント等不特定多数の者が集まる活動の自粛、外出の自粛や公共交通機関の利用自粛を、適宜呼びかける。
 患者が確認されていない都道府県においても、近隣の都道府県で患者が確認された場合は、住民の生活圏や通勤、通学の状態等も踏まえて、これらの対策の実施について検討する。

3 発生初期段階に実施を検討する主な対策

(1) 海外において新型インフルエンザが発生した場合〔発生段階Ⅰ〕の対応

各部局は、海外において新型インフルエンザが発生した場合、「表：県で実施が求められる対策一覧」に掲げる対策と併せて、以下に掲げる対策についても実施の検討を行うものとする。

部 局 名	実施を検討すべき主な対策
危機管理部	<input type="checkbox"/> 危機管理対策本部及び危機管理会議の招集・運営 <input type="checkbox"/> 対策の実施等についての全庁の総合調整 <input type="checkbox"/> 県民への積極的な情報提供 <input type="checkbox"/> 消防機関との連携 <input type="checkbox"/> ライフラインの維持に関する事業者との連携
企画総務部	<input type="checkbox"/> 県内私立学校への情報提供等 <ul style="list-style-type: none"> ・最新情報を提供し、児童・生徒、教職員、保護者等への周知徹底 ・発生地域等への留学生や修学旅行、発生地域等からの帰国者の有無の調査 ・国内発生に備え、緊急時の連絡責任者の確認 <input type="checkbox"/> 職員に対する予防、感染拡大防止に関する周知
県民環境部	<input type="checkbox"/> 保健環境センターの体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・県内発生期に備え、保健福祉部と連携し、人的体制やウイルス検査試薬の確保等、物的側面も含め検査体制の整備 <input type="checkbox"/> 在県外国人への情報提供 <input type="checkbox"/> 外務省等からの情報収集（発生国への渡航制限情報等）
保健福祉部	<input type="checkbox"/> 厚生労働省や関係機関からの情報収集 <input type="checkbox"/> 健康増進課及び各保健所に「新型インフルエンザ発熱相談ホットライン」を、健康増進課に「新型インフルエンザ安心ダイヤル」を設置 <input type="checkbox"/> 県医師会及び保健医療関係団体と連携し、感染予防策や県内発生期の対応について周知徹底 <input type="checkbox"/> 社会福祉施設等への情報提供及び感染予防対策の周知徹底 <input type="checkbox"/> 保健所での疫学調査、検体搬送等の体制の確認 <input type="checkbox"/> 国立感染症研究所へ検体を搬送する場合の体制の確認 <input type="checkbox"/> 入院対応医療機関との連携及び情報の共有化 <input type="checkbox"/> 医薬品卸売業者と連携し、抗インフルエンザウイルス薬の市場流通状況を確認 <input type="checkbox"/> 県備蓄の抗インフルエンザウイルス薬の配布方法の調整 <input type="checkbox"/> 火葬場の処理能力の確認、遺体の取扱いについての市町村指導

部 局 名	実施を検討すべき主な対策
商工労働部	<input type="checkbox"/> 発生国の県内進出企業の社員、家族の健康状態等確認及び進出企業から現地の状況変化等の情報収集 <input type="checkbox"/> 発生国の県人旅行者の状況把握 <input type="checkbox"/> 商工団体及び観光協会等関係団体への情報提供及び対応状況等の情報収集
農林水産部	<input type="checkbox"/> 農林水産関係団体への情報提供及び対応状況等の情報収集 <input type="checkbox"/> 食料輸入についての情報収集及び農林水産物の輸入減少が予測される場合等の農林水産省との連携 <input type="checkbox"/> 発生国付近での漁船操業者の確認
県土整備部	<input type="checkbox"/> 県内交通機関、関係団体への情報提供及び対応状況等の情報収集 <input type="checkbox"/> 国土交通省等との連携及び情報収集 <input type="checkbox"/> 水際対策での防疫措置や医療活動の支援
南部総合県民局、西部総合県民局	<input type="checkbox"/> 保健所の体制の確認 <input type="checkbox"/> 管内市町との連絡の強化 <input type="checkbox"/> 局内の連絡調整や応援体制の確認
企 業 局	<input type="checkbox"/> 事業継続の体制整備のため、職員及び関係機関に対し、感染予防策、感染が疑われる場合の対応について周知徹底
病 院 局	<input type="checkbox"/> 県立病院への体制整備指示 ・特に、病床の確保、発熱外来設置及び院内感染対策の検討並びに備蓄品の状況確認
教育委員会	<input type="checkbox"/> 公立学校の児童生徒等や保護者、教職員に最新情報や感染予防に必要な留意事項を周知徹底 <input type="checkbox"/> 関係機関との緊急連絡網の確認 <input type="checkbox"/> 発生国への修学旅行の有無の確認 ・参加した児童生徒等・教職員の健康状態の把握 ・発生国への修学旅行の禁止、周辺国への修学旅行の自粛の検討 <input type="checkbox"/> 発生国からの帰国者がいる場合の健康の確認 <input type="checkbox"/> 発生国からの帰国者が風評等により不当な扱いを受けることがないよう冷静な対応を要請 <input type="checkbox"/> 発生国の日本人学校に本県からの派遣者がある場合には、文部科学省と連携し本人との連絡を確保
県警察本部	<input type="checkbox"/> 水際対策の支援要請等に伴う警戒活動及び交通規制 <input type="checkbox"/> 住民の不安感に乗じた犯罪の予防及び取締り <input type="checkbox"/> 国立感染症研究所への検体の緊急搬送の支援

(2) 県内で患者が確認された場合〔発生段階Ⅱ②〕の対応

ア 初動対応時の留意事項

県内で新型インフルエンザの感染が疑われる事例が報告された場合には、以下の点に留意しながら、速やかに危機管理体制を整備する。

初動対応時の主な留意事項
<p>▶情報の伝達</p> <p>□ 危機管理部と保健福祉部は、入手した情報は、その都度、知事・政策監・危機管理部長・保健福祉部長へ速やかに報告すること。</p>
<p>▶感染確定に至るまでの手順の確認</p> <p>□ 危機管理部と保健福祉部は、感染の確定するまでの手順を確認すること。</p> <p>○ 保健環境センターで PCR 検査を行う場合には、検査開始時刻と検査終了見込み時刻を確認すること。</p> <p>○ 国立感染症研究所に検体を搬送し PCR 検査を行う場合には、検体の搬送手順や感染症研究所での検査開始時刻と検査終了見込み時刻を確認すること。</p> <p>なお、この際、できうる限り時間ロスが発生しないよう、保健環境センターでの検査結果が判明する前に搬送することや、最も効率的な搬送手段（飛行機や鉄道等）の選択につき、十分配慮すること。</p> <p>○ 情報の公表基準や公表方法についても、必要に応じて国（厚生労働省）と調整しながら確認すること。</p>
<p>▶対策の実施に備えた準備</p> <p>□ 危機管理部と保健福祉部は、感染確定後の危機管理対策本部会議の開催準備を進めること。</p> <p>□ 保健福祉部は、新型インフルエンザの感染が疑われる者の同意を得るなどの配慮を行った上で、発症までの行動や接触者等に関する情報等、感染が確定した後の対策の実施に必要な情報を事前に収集すること。また、収集した情報は、対策本部事務局に報告すること。</p> <p>□ 対策本部事務局は、感染が確定した後の対策実施に必要なだと判断される場合には、保健福祉部から報告のあった情報を関係部局と共有し、社会生活活動への要請を行うべきかを含め、対策実施に必要な準備を進めること。また、必要に応じて、市町村や関係機関との連携についても調整を進めること。</p>

イ 県民や学校・事業者等への要請

県内で新型インフルエンザが発生した場合には、感染拡大を防止するため、「表：県で実施が求められる対策一覧」の「3-2-2 発生地域の住民や関係者に対する要請」に整理されている以下の事項について実施を検討する。

特に、国のガイドラインによれば、県内で第1例目の患者が確認された時点で、県内の学校等の設置者に対し臨時休業を要請することとされており（次ページ参照）、要請を行うのであれば、十分な検討が必要である。

これらの要請については第1の2の(2)に記載した「対策の実施に際しての留意事項」を十分踏まえた検討を行うとともに、実施に際しては県民や関係機関に理解と協力を得られるよう十分な説明や広報を行うものとする。

要請の対象	要 請 の 内 容	担当部局
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用、手洗い・うがいを強く勧奨 ・可能な限り外出を控えること 	危機管理部 保健福祉部
集会主催者、 興業施設の運 営者	<ul style="list-style-type: none"> ・活動を自粛すること 	危機管理部 県民環境部 保健福祉部 商工労働部 教育委員会 関係全部局
学校・通所施 設等の設置者	<ul style="list-style-type: none"> ・県内全ての学校・通所施設等の臨時休業及び入学試験の延期等を行うこと <p style="text-align: right;">注)</p>	企画総務部 保健福祉部 教育委員会
公共交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者へのマスクの着用の励行の呼びかけなど適切な感染防止対策を講ずること ・公共交通機関の運行に支障が出ないように注意を喚起すること 	県土整備部
社会福祉施設 の設置者	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクの着用、手洗い・うがいを強く勧奨 ・症状の認められた従業員等に対し出勤停止や受診の勧奨を行うこと 	保健福祉部
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクの着用、手洗い・うがいを強く勧奨 ・症状の認められた従業員等の出勤停止、受診の勧奨 ・不要不急の事業活動を縮小すること 	危機管理部 商工労働部 関係全部局

注) 学校等の臨時休業の要請について

国のガイドライン〔感染拡大防止に関するガイドライン第3章1の3〕に以下のよう
に記述されている。

●【国のガイドラインー感染拡大防止に関するガイドライン第3章1の3】抜粋
(学校等)

- ・ 都道府県は、管内で新型インフルエンザが発生して、感染症法第15条の規定に基づく積極的疫学調査を実施した結果、必要があると認めた場合、学校等の設置者に対し、臨時休業を要請する。
- ・ 学校等の設置者は、都道府県の要請を踏まえ、臨時休業の開始と終了を判断し、実行する。学校等の臨時休業が実施された場合、都道府県教育委員会等は、速やかに文部科学省等へ報告し、同省等から全国の都道府県教育委員会等に周知する。
- ・ 臨時休業の開始時期及び終了時期の基本的考え方は、次に掲げるとおりであるが、地域の実情に応じて、判断されるものとする。

[開始時期]

原則として、都道府県において第1例目の患者が確認された時点とする(ただし、管内での感染拡大が否定される場合を除く。)。なお、都道府県は、生活圏や通勤、通学の状況等を勘案して、市区町村単位で臨時休業の開始時期の要請の判断を行うこともあり得る。

また、患者が確認されていない都道府県においても、近隣の都道府県において学校等の臨時休業が実施された場合は、生活圏や通勤、通学の状況等を踏まえ、学校等の臨時休業について検討し、必要であれば要請する。

学校等の設置者は、都道府県の要請を踏まえ、臨時休業の開始について判断し、実行する。

[終了時期]

都道府県は、原則として、積極的疫学調査の結果等をもとに、回復期になった時点から概ね7日ごとに厚生労働省等と協議して、臨時休業の解除時期を検討し、必要であれば要請する。

学校の設置者は、都道府県の要請を踏まえ、臨時休業の終了について判断し、実行する。

ウ 各部局での対応

各部局は、上記ア・イ及び「表：県で実施が求められる対策一覧」に掲げる対策と併せて、以下に掲げる対策についても実施の検討を行うものとする。

部 局 名	検討を実施すべき主な対策
危機管理部	<input type="checkbox"/> 危機管理対策本部及び危機管理会議の招集・運営 <input type="checkbox"/> 対策の実施等についての全庁の総合調整 <input type="checkbox"/> 県民への積極的な情報提供 <input type="checkbox"/> 消防機関との連携 <input type="checkbox"/> ライフラインの維持に関する事業者との連携
企画総務部	<input type="checkbox"/> 県内私立学校へ最新情報を提供し、児童・生徒、教職員、保護者等への周知徹底及び児童・生徒の健康状態調査の指示 <input type="checkbox"/> 職員に対する予防、感染拡大防止に関する周知
県民環境部	<input type="checkbox"/> 保健環境センターで検体の検査（確定できない場合は国立感染症研究所への検体持ち込み） <input type="checkbox"/> 外務省等からの情報収集（発生国への渡航制限情報等） <input type="checkbox"/> 在県外国人へホームページ等を通じて情報提供を実施
保健福祉部	<input type="checkbox"/> 患者の帰国からの経路確認 <input type="checkbox"/> 積極的疫学調査実施 <input type="checkbox"/> 患者及び患者に接触した者を対象に予防投薬、健康調査の実施 <input type="checkbox"/> 保健指導の実施 <input type="checkbox"/> 抗インフルエンザウィルス薬の確保及び補充準備
商工労働部	<input type="checkbox"/> 商工団体及び観光協会等関係団体への情報提供及び対応状況等の情報収集 <input type="checkbox"/> 商工団体等関係機関で構成する連絡会議を開催し、中小企業への支援策の検討に着手
農林水産部	<input type="checkbox"/> 農林水産関係団体への情報提供及び対応状況等の情報収集 <input type="checkbox"/> 風評被害防止のため、本県農畜産物に関する相談窓口設置 <input type="checkbox"/> 全農徳島県本部及び食料卸協同組合に対し食料供給の協力要請 <input type="checkbox"/> 農林水産省と連携した食料供給等の情報収集・情報提供
県土整備部	<input type="checkbox"/> 県内交通機関及び関係団体への情報提供及び対応状況等の情報収集 <input type="checkbox"/> 国土交通省等との連携及び情報収集

部 局 名	対 策
南部総合県 民局、西部 総合県民局	<input type="checkbox"/> 局内の対策会議開催 <input type="checkbox"/> 相談窓口の設置 <input type="checkbox"/> 管内市町と連携及び情報収集
企 業 局	<input type="checkbox"/> 事業継続のための体制確保 <input type="checkbox"/> 職員の健康状態の確認及び感染防止対策の周知徹底
病 院 局	<input type="checkbox"/> 患者の治療継続 <input type="checkbox"/> 病院内感染対策 <input type="checkbox"/> 発熱外来の設置
教育委員会	<input type="checkbox"/> 小中高等学校等に対して保健指導の徹底及び児童生徒等の健康 状態調査の指示（患者住居付近の学校）
県警察本部	<input type="checkbox"/> 地域封じ込め及び医療活動の円滑な推進のための支援要請等に 伴う警戒活動及び交通規制 <input type="checkbox"/> 混乱に乗じた犯罪の予防及び取締り <input type="checkbox"/> 社会的混乱による不測の事態への対応 <input type="checkbox"/> 多数死体の死体見分

第5 県民への情報提供

1 積極的な情報提供

新型インフルエンザ発生時の混乱を回避し冷静な対応を求めるため、国や県の新型インフルエンザ対策の取組状況や、職場や家庭で実施できる感染予防策などの最新情報を、県ホームページをはじめ様々な広報媒体を活用するとともに、マスコミ等への積極的な情報提供を通じて、広く県民の皆様にも周知する。また、各種団体が実施している研修会等においても、積極的な情報提供を行うものとする。

県のホームページ
<p>とくしま防災・危機管理情報 安心とくしま</p> <p>(「感染症」のカテゴリーの中で、新型インフルエンザに関する情報をまとめています。)</p> <p>http://anshin.pref.tokushima.jp/normal/infection/index.html</p>

2 相談窓口の設置

新型インフルエンザ及び高病原性鳥インフルエンザに関し、県民等からの相談及び問い合わせの窓口を次のとおり設置する。

なお、新型インフルエンザが発生し、危機管理対策本部を設置した際には、保健福祉部医療健康総局健康増進課及び各保健所に「新型インフルエンザ相談窓口」を、保健福祉部医療健康総局健康増進課に「新型インフルエンザ安心ダイヤル」を設置し、県民からの相談に応ずるものとする。

開設時間	平日 9:00 ~ 17:00	
窓 口	問い合わせ区分／窓口設置場所	電話番号
	■全般・県の取組に関すること	
	危機管理部危機管理政策課危機管理担当	088(621)2708
	■新型インフルエンザに関すること	
	保健福祉部医療健康総局 健康増進課感染症・疾病対策室	088(621)2228
	東部保健福祉局 徳島保健所 吉野川保健所	088(602)8907 0883(24)1114
南部総合県民局 阿南保健所 美波保健所	0884(28)9867 0884(74)7343	

	西部総合県民局	美馬保健所	0883(52)1017	
		三好保健所	0883(72)1122	
	■高病原性鳥インフルエンザに関すること			
	農林水産部ブランド戦略総局畜産課環境衛生担当		088(621)2419	
	徳島家畜保健衛生所		088(631)8950	
	阿南支所		0884(22)0304	
	西部家畜保健衛生所(吉野川庁舎)		0883(24)2029	
		(東みよし庁舎)	0883(82)2397	
休日 夜間の 対応	■休日・夜間対応窓口			
	危機管理部危機管理政策課危機管理担当		088(621)2708	
	保健福祉部医療健康政策局			
	健康増進課感染症・疾病対策室		088(621)2228	
	農林水産部ブランド戦略総局畜産課環境衛生担当		088(621)2419	

また、日本語で会話できない方については、次に電話をいただくことにより、相談窓口との間で通訳を行うものとする。

在 県 外 国 人 に対する サポート	対応言語	区 分		電話番号
	英 語	対応機関 対応時間	徳島県国際交流協会 10:00 ~ 18:00	
中 国 語	対応曜日 対応機関 対応時間	火、木、土、日、祝日 徳島県国際交流協会 10:00 ~ 18:00		088(656)3320
	対応曜日 対応機関 対応時間	平日の月、水、金 徳島県国際交流室 9:15 ~ 17:15		088(621)2028

市町村行動計画標準例

策 定：平成21年 2月17日
最終改定：平成21年10月30日

目 次

第1	総論	
1	計画の趣旨	40
2	計画の適用	40
3	基本方針	41
4	危機管理体制の確立	41
5	対策の実効性の確保	42
6	計画の見直し	43
第2	発生の各段階に応じた対策の実施	
1	発生段階の区分	44
2	発生段階に応じた対策と役割分担	44

第1 総論

1 計画の趣旨

この計画は、住民生活に深刻な影響をもたらすといわれる新型インフルエンザの発生に備え、次の国及び県の行動計画等に基づき、新型インフルエンザ対策の実施に向けた危機管理体制の構築を行い、本市（町村）での対策実施のための行動指針を示すことを目的として作成したものである。

○『新型インフルエンザ対策行動計画』

- ・ 策定主体：新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議
- ・ 策定期間：平成17年12月6日
- ・ 最終改定：平成21年2月17日

○『新型インフルエンザ対策ガイドライン』

- ・ 策定主体：新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議
- ・ 策定期間：平成21年2月17日

○『徳島県新型インフルエンザ対策行動計画』

- ・ 策定主体：徳島県
- ・ 策定期間：平成17年12月22日
- ・ 最終改定：平成21年10月30日

○『徳島県新型インフルエンザ対応マニュアル』

- ・ 策定主体：徳島県保健福祉部
- ・ 策定期間：平成18年1月31日
- ・ 最終改定：平成20年12月26日

2 計画の適用

(1) 計画が想定する新型インフルエンザ

この計画は、国の行動計画と同様、鳥インフルエンザ(H5N1)に由来する強毒性新型インフルエンザの発生を念頭に策定したものである。

(2) 対策の実施に際しての留意事項

実際に新型インフルエンザが発生した際には、この計画をそのまま適用するのではなく、以下の点などを総合的に勘案し状況に応じた柔軟な対応を図るものとする。

- 国の動向（政府から示される「基本的対処指針」や各省庁が実施する対策等）
- 県の動向（県の「基本的対処指針」や県が実施する対策等）
- 新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等に関する情報
- 抗インフルエンザウイルス薬の有効性等に関する情報
- 県民生活や社会経済活動への影響 など

(3) 新型インフルエンザ(A/H1N1)への対応

平成 21 年 4 月にメキシコで最初の発生が確認されたブタ由来の新型インフルエンザ(A/H1N1)への対応については、この計画とは別に整理する。

注)

※ ここでは、A(H1N1)の対応については、別に定めるよう記載しているが、各市町村の取組の実情に即し、例えば「国や県の対応に歩調を合わせながら、この計画の内容を柔軟に適用することにより対応する」等の記述としてもよい。

3 基本方針

本市（町村）における新型インフルエンザ対策の基本方針は、次のとおりとする。

- ① 新型インフルエンザ発生前は、発生させない・持ち込ませない。
- ② 新型インフルエンザ発生後は、住民の健康被害を最小化する。
パニックや混乱を防ぎ、住民の生活を維持する。

4 危機管理体制の確立

(1) 対策本部の設置

新型インフルエンザ対策の実施に際して、市（町村）全体としての意思決定が円滑に行えるよう、次の基準により、市（町村）長を本部長とする、●●●市（町村）新型インフルエンザ対策本部を設置する。

対策本部設置基準

対策本部は、新型インフルエンザの発生により、市（町村）全体としての対応が必要だと判断される場合に設置する。

なお、国内外を問わず新型インフルエンザによるヒトからヒトへの感染が確認された場合（WHO がフェーズ 4 の宣言を行った場合）には、対策本部を自動設置する。

対策本部の事務局は●●部●●課に置くものとし、対策本部の組織・運営、その他

必要な事項は、別途定めるものとする

注)

※ 対策本部の組織の構成は災害対策本部と同程度のものを想定している。

※ 対策本部の自動設置基準については、国や県に準じて記述しているが、市町村の実情に応じて「国内で発生した時点」や「県内で発生した時点」を基準としてもよい。

(2) 県との連携

新型インフルエンザ対策は、国及び県と歩調を合わせた実施が求められること、また、医療等に関する専門的な知識が必要となることから、新型インフルエンザ対策の実施に際しては、県（特に●●●保健所）との連携が不可欠である。

そのため、平素から県の連絡窓口を確認するとともに、情報共有や対策の実施手順について具体的な協議を行い、新型インフルエンザ発生時の対策が円滑に実施できるよう連携体制を整備する。

5 対策の実効性の確保

(1) 関係機関との調整について

新型インフルエンザ対策の具体的な実施手順については、●●●保健所が設置している地域検討会の場等で、県はもとより、医療機関・消防機関・警察等の関係機関とも十分な調整を行い、必要に応じて、マニュアル等を整備する。

(2) 業務継続計画策定の検討について

新型インフルエンザ発生時においても市役所（役場）機能を維持しなければ、対策の実施に支障が生じることから、次の資料などを参考にして業務継続計画の作成について検討を進めるものとする。

○ 『新型インフルエンザ対応中央省庁業務継続ガイドライン』

- ・ 策定主体：新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議
- ・ 策定期限：平成 21 年 8 月 7 日

○ 『徳島県業務継続計画〈新型インフルエンザ編〉』

- ・ 策定主体：徳島県
- ・ 策定期限：平成 21 年 10 月 30 日

業務継続計画の作成に際しては、新型インフルエンザ発生時においても、本市（町村）が担っている上下水道・ごみ処理・消防・救急搬送など、住民生活を維持するために不可欠な行政サービスを継続的に実施できるよう、感染予防対策の徹底や人員の確保等に十分配慮する。

6 計画の見直し

本計画は、状況に応じて柔軟に見直すものとする。

第2 発生の各段階に応じた対策の実施

1 発生段階の区分

新型インフルエンザの発生段階を、次のとおり区分する。

発 生 段 階		状 態
0 前段階	未発生期	新型インフルエンザが発生していない状態
I 第一段階	海外発生期	海外において新型インフルエンザ患者が発生したが、国内では患者（疑似症患者を含む）発生が確認されていない状態
II 第二段階	①国内発生早期	国内において新型インフルエンザ患者が発生したが、県内では患者（疑似症患者を含む）発生が確認されていない状態
	②県内発生早期	県内で患者（疑似症患者を含む）が発生した状態
III 第三段階	①県内感染拡大期	県内で患者（疑似症患者を含む）が多数発生し、発生患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
	②県内まん延期	県内で患者（疑似症患者を含む）が増加し、入院措置などによる感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	③県内回復期	県内で患者（疑似症患者を含む）発生が減少傾向となった（ピークを越えたと判断できる）状態
IV 第四段階	県内小康期	県内で患者（疑似症患者を含む）発生が減少し、低い水準で停滞した状態

2 発生段階に応じた対策と役割分担

発生段階に応じた主たる対策と、本市（町村）での主たる担当課は、「表：発生段階に応じた主たる対策と役割分担」のとおりとする。

表：発生段階に応じた主たる対策と役割分担

対策の区分	発生段階の区分							主たる担当者	連絡先電話番号	
	0	I		II		III				IV
		①	②	①	②	①	②			
◆対策本部の設置・運営	●	●	●	●	●	●	●	●		
◆住民への情報収集・提供										
●広報活動 新型インフルエンザに関する最新情報や市（町村）の対応状況、感染予防策等をホームページや広報誌等を通じて周知する。	●	●	●	●	●	●	●	●		
●相談窓口設置の広報		●	●	●	●	●	●	●		
●医療機関の発熱外来の設置に関する広報			●	●	●	●	●	●		
◆相談窓口の設置 住民からの専門的な相談は、基本的には、保健所等に設けられる発熱相談ホットラインが担当が、保健所は、新型インフルエンザの患者の搬送、入院措置、積極的疫学調査などの業務で多忙を極め、住民からの相談に十分応ずることができない事態も想定される。 そのため、混乱を回避し、住民の不安を解消するため、疾患に関する相談のみならず、生活相談や本市（町村）が実施している対応策についての質問に至るまで、できる限り広範な内容の相談・問い合わせを受けするため、県の新型インフルエンザ相談窓口の設置に合わせ、相談窓口を設置する。	●	●	●	●	●	●	●	●		

対策の区分	発生段階の区分							主たる担当者		連絡先電話番号
	0	I		II		III				
		①	②	①	②	①	②	③		
◆要支援者に対する支援										
●支援を必要とする高齢者世帯、障害者世帯等の把握 新型インフルエンザの流行により、孤立化し生活に支障を来すおそれのある高齢者世帯、障害者世帯等を把握する。	●									
●生活支援、搬送、死亡時の対応等の具体的手続の検討 まん延期（Ⅲ②）における在宅の高齢者、障害者等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、その具体的手続の検討を行う。	●									
●生活支援、搬送、死亡時の対応等の実施			●	●						
◆遺体の火葬・安置										
●遺体安置のための施設の確保準備 火葬場の火葬能力の限界を超えた場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を進める。	●									
●火葬場の運営に関する調整			●	●	●	●				
◆ワクチン接種体制整備 国及び県と協力し、プレパデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種体制を構築する。	●									

◆住民や学校・事業者等への要請
県が実施する対策と歩調を合わせ、次のような要請を行う

対象	要請内容																			
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用、手洗い・うがいを強く勧奨 ・可能な限り外出を控えること 	●	●	●	●	●	●	●	●	○ 縮小										
集主催者、 興業施設の運 営者	<ul style="list-style-type: none"> ・活動を自粛すること 	●	●	●	●	●	●	●	●	○ 縮小										
学校・通所施 設等の設置者	<ul style="list-style-type: none"> ・県内全ての学校・通所施設等の臨時休業及び入学試験の延期等を行うこと 	●	●	●	●	●	●	●	●	○ 縮小										
公共交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者へのマスクの着用の励行の呼びかけなど適切な感染防止対策を講ずること ・公共交通機関の運行に支障が出ないよう注意を喚起すること 	●	●	●	●	●	●	●	●	○ 縮小										
社会福祉施設 の設置者	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクの着用、手洗い・うがいを強く勧奨 ・症状の認められた従業員等に対し出勤停止や受診の勧奨を行うこと 	●	●	●	●	●	●	●	●	○ 縮小										
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクの着用、手洗い・うがいを強く勧奨 ・症状の認められた従業員等の出勤停止、受診の勧奨 ・不要不急の事業活動を縮小すること 	●	●	●	●	●	●	●	●	○ 縮小										
◆市役所（役場）の機能維持																				
	●全職員に対する新型インフルエンザの研修の実施	●																		
	●職員の健康管理	●	●	●	●	●	●	●	●	●										
	●感染防護具の備蓄 自宅で療養する患者を見守るため等に必要な個人防護具（マスク等の個人を感染から守るための防護具）の備蓄	●																		
	●業務継続計画の策定	●																		

注) 第二段階・国内発生早期における県民や学校・事業者等に対する社会生活活動への要請について

国のガイドライン（「感染拡大防止に関するガイドライン」）で、次のように「近隣の都道府県で患者が確認された場合には……（中略）……対策の実施について検討する」と記載されている。そのため、本表においては「●」印をつけて、実施を検討することとして整理している。

▶【国のガイドライン—感染拡大防止に関するガイドライン第3章1の3】抜粋

患者が確認された都道府県は、地域における学校等の臨時休業、集会や催し物、コンサート映画上映、スポーツイベント等不特定多数の者が集まる活動の自粛、外出の自粛や公共交通機関の利用自粛を、適宜呼びかける。

患者が確認されていない都道府県においても、近隣の都道府県で患者が確認された場合は、住民の生活圏や通勤、通学の状況等も踏まえて、これらの対策の実施について検討する。